

**内閣感染症危機管理統括庁
令和5年度全国感染症危機管理担当部局長会議**

日時：令和5年12月26日（火）13時30分～15時30分

場所：全国都市会館3階第1会議室

議 事 次 第

1. 開 会
2. 新藤感染症危機管理担当大臣挨拶
3. 栗生内閣感染症危機管理監（内閣官房副長官）挨拶
4. 幹部紹介
5. 内閣感染症危機管理統括庁からの説明
 - ・ 統括庁の役割、新型インフル特措法等について
 - ・ 新型インフルエンザ等対策政府行動計画の見直しの状況について
6. 厚生労働省からの説明
 - ・ 国立健康危機管理研究機構について
 - ・ 予防計画の作成及び感染症対策について
 - ・ 予防接種施策について
7. 質疑応答
～休憩～
8. 内閣感染症危機管理統括庁からの説明
 - ・ 今年度の感染症危機管理対応訓練等について
9. 東京都、鳥取県及び栃木県から今年度の新型インフルエンザ等対策訓練の実施内容について説明
10. 質疑応答
11. その他
12. 中村感染症危機管理統括審議官挨拶
13. 閉 会

(配付資料)

- 資料 1 統括庁の役割、新型インフル特措法等について
 - 資料 2-1 政府行動計画の改定に向けたこれまでの動きと今後の進め方について
 - 資料 2-2 「新型インフルエンザ等対策政府行動計画の改定に向けた意見」のポイント
 - 資料 3-1 国立健康危機管理研究機構について
 - 資料 3-2 予防計画の作成及び感染症対策について
 - 資料 3-3 予防接種施策について
 - 資料 4 今年度の感染症危機管理対応訓練等について
 - 資料 5-1 東京都提出資料
 - 資料 5-2 鳥取県提出資料
 - 資料 5-3 栃木県提出資料
-
- 参考資料 1 新型インフルエンザ等発生時等における初動対処要領に基づき定める初動対処の
具体の対応について

統括庁の役割、新型インフル特措法等について

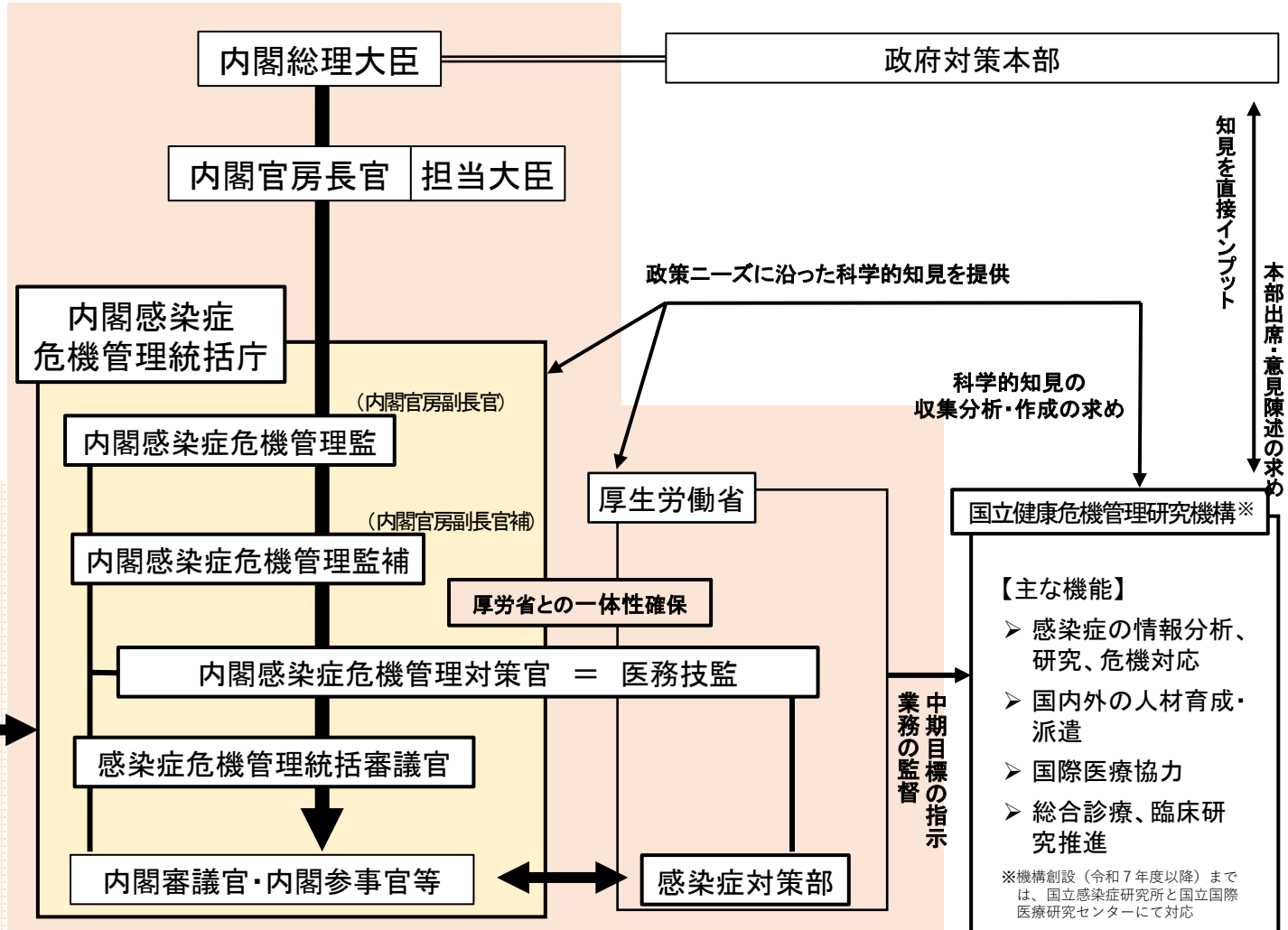
内閣官房 内閣感染症危機管理統括庁

令和5年12月26日

内閣感染症危機管理統括庁を中心とした司令塔機能の強化

○ 感染症危機への対応に係る司令塔機能を強化し、次の感染症危機に迅速・的確に対応できる体制を整えるため、内閣法を改正し、内閣官房に内閣感染症危機管理統括庁を設置（設置日：令和5年9月1日）

★統括庁が総理・長官を直接支えて、感染症対応の方針の企画立案、各省の総合調整を一元的に所掌



内閣危機管理監

★感染症に係る危機管理は、統括庁が一元的に所掌し、実施。

※内閣危機管理監は、臨時に命を受け、感染症に係る危機管理について、統括庁に協力

協力

★医務技監を結節点として、感染症対策部や、国立健康危機管理研究機構の専門的知見の提供を確保

感染症法（平成10年 厚労省所管）

[目的]

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関し必要な措置を定めることにより、**感染症の発生を予防し、及びそのまん延の防止を図り、もって公衆衛生の向上及び増進を図る**

- ・情報の収集：医師の届出、都道府県知事及び厚生労働大臣による調査 等等
- ・对人的な措置：健康診断、就業制限、入院の勧告・措置、患者の移送 等等
- ・対物的な措置：汚染場所の消毒、水の使用制限、立入制限、交通制限 等等

[新型インフルエンザ等感染症]

新型インフルエンザ

新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするもので、一般に国民が免疫を獲得していないことから、全国的かつ急速なまん延により、国民の生命及び健康に重大な影響

再興型インフルエンザ

かつて世界的規模で流行し、その後長期間が経過して再興したもので、一般に現在の国民が免疫を獲得していないことから、全国的かつ急速なまん延により、国民の生命及び健康に重大な影響

新型コロナウイルス感染症、再興型コロナウイルス感染症

[新感染症]（平成15年4月SARS指定、令和5年11月時点該当なし）

人から人に伝染する疾病で、既知の感染性の疾病と病状又は治療の結果が明らかに異なり、**病状の程度が重篤で、国民の生命及び健康に重大な影響**

[指定感染症]（過去に鳥インフルエンザ(H5N1, H7N9), SARS, MERS等指定)

既知の感染性の疾病で、本法の措置を準用しなければ**重大な影響**

[一類感染症]（エボラ出血熱、ペスト等）

感染力及び罹患した場合の重篤性から見た**危険性が極めて高い**感染症

[二類感染症]（鳥インフルエンザ(H5N1, H7N9), SARS, MERS等）

感染力及び罹患した場合の重篤性から見た**危険性が高い**感染症

[三類感染症]（コレラ、細菌性赤痢、腸チフス等）

特定の職業への**就業により集団発生**を起し得る感染症

[四類感染症]（マラリア、デング熱、ジカウイルス感染症等）

動物、飲食物等の物件を介して人に感染する感染症

[五類感染症]（季節性インフルエンザ、新型コロナ(COVID-19)等）

国が感染症発生動向調査を行い、必要な情報を国民や医療関係者に提供・公開して、発生・まん延を防止すべき感染症

新型インフルエンザ等対策特措法（平成24年 内閣感染症危機管理統括庁）

[目的]

新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、**病状の程度が重篤**となるおそれがあり、**国民生活及び国民経済に重大な影響**を及ぼすおそれがあることに鑑み、対策の強化を図り、国民の生命及び健康を保護し、並びに**国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小**となるようにする

- ・[平時] 政府行動計画の策定、物資や資材の備蓄、訓練 等等
- ・[有事] 新型インフルエンザ等対策本部、緊急事態宣言 等等

[平時]

・政府行動計画

基本的な方針、国の措置、都道府県及び指定公共機関の計画作成の基準、対策を実施する体制、関係機関相互の連携協力の確保等

・物資及び資材の備蓄

医薬品その他の物資及び資材の備蓄、管理施設及び設備の整備

・訓練

国、地方公共団体、指定公共機関等による各々又は共同の訓練

[有事]

・厚生労働大臣から内閣総理大臣への発生報告

感染症法に基づき、以下の公表を行った場合

- ①**新型インフルエンザ等感染症**が発生
- ③**新感染症**が発生
- ②**指定感染症**の病状の程度が重篤で全国的かつ急速なまん延のおそれ

・新型インフルエンザ等対策本部の設置

上記の報告に係る新型インフルエンザ等の病状の程度が五類感染症インフルエンザ(季節性)と比して同程度以下である場合を除く

・新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置

重篤な症例の発生頻度が五類感染症に該当するインフルエンザ(季節性)と比して相当程度高い新型インフルエンザ等の国内発生

・新型インフルエンザ等緊急事態宣言

一の都道府県の区域を越えて新型インフルエンザ等の感染が拡大又はまん延している場合で、医療の提供に支障が生じている

[内閣感染症危機管理統括庁]

感染症に係る危機管理に関する行政各部の総合調整等

- ・**新型インフルエンザ等対策措置法に基づく政府行動計画、政府対策本部等に関する事務**
- ・**感染症の発生及びまん延の防止に関する事務**

例：エボラ出血熱対策関係閣僚会議

(参考) 内閣感染症危機管理統括庁の所掌事務規定

内閣法（昭和22年法律第5号）

第十五条の二 内閣官房に、内閣感染症危機管理統括庁を置く。

2 内閣感染症危機管理統括庁は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第六条第一項に規定する政府行動計画の策定及び推進に関する事務

二 新型インフルエンザ等対策特別措置法第十七条第二項の規定により内閣感染症危機管理統括庁が処理することとされた新型インフルエンザ等対策本部に関する事務

三 新型インフルエンザ等対策特別措置法第七十条の七の規定により内閣感染症危機管理統括庁が処理することとされた新型インフルエンザ等対策推進会議に関する事務

四 前三号に掲げるもののほか、第十二条第二項第二号から第五号まで及び第十五号に掲げる事務のうち感染症の発生及びまん延の防止に関するもの（国家安全保障局、内閣広報官及び内閣情報官の所掌に属するものを除く。）

統括庁の役割、新型インフル特措法等について

★第一号から第三号までの事務以外にも、感染症に係る緊急事態発生時の初動時の対応（政府対策本部を設置するまでの間の対応）や、特措法の適用対象とならない感染症（一類感染症等）について、国民の生命及び健康の保護と国民生活及び国民経済に及ぼす影響の双方の観点等に鑑みて必要な場合に統括庁が総合調整を担う。

(参考) 内閣官房の所掌事務規定

第十二条 内閣に、内閣官房を置く。

2 内閣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 内閣の重要政策に関する基本的な方針に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事務

三 閣議に係る重要事項に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事務

四 行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務

五 前三号に掲げるもののほか、行政各部の施策に関するその統一保持上必要な企画及び立案並びに総合調整に関する事務

六～十四 (略)

十五 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき、内閣官房に属させられた事務

(参考) 新型インフルエンザ等対策推進会議

- 新型インフルエンザ等特別措置法第70条の2に基づき設置される有識者会議。
政府行動計画の作成・変更や、基本的対処方針の作成・変更に際し、意見聴取を行うこととされている。

<委員>

保健衛生、社会経済、自治体関係者等を幅広く選任。

<所掌事務>

- ・ 政府行動計画の作成・変更に際し、意見(特措法第6条第5項、第8項)
- ・ 基本的対処方針の作成・変更に際し、意見(特措法第18条第4項、第5項)
- ・ 上記のほか、新型インフルエンザ等対策について調査審議し、必要があると認めるときは意見(特措法第70条の3第2号)

<事務局>

内閣感染症危機管理統括庁

※現在は設置されていないが、厚生労働大臣から新型インフルエンザ等の発生等に関する報告があった際には、新型インフルエンザ等対策本部(全閣僚で構成、本部長は内閣総理大臣)が設置され、基本的対処方針に基づき、新型インフルエンザ等対策の総合的な推進等を実施。

推進会議委員一覧

◎五十嵐 隆	国立成育医療研究センター理事長	奈良 由美子	放送大学教養学部教授
稲継 裕昭	早稲田大学政治経済学術院教授	平井 伸治	鳥取県知事
大曲 貴夫	国立国際医療研究センター国際感染症センター センター長	前葉 泰幸	津市長
釜萯 敏	公益社団法人日本医師会常任理事	村上 陽子	日本労働組合総連合会副事務局長
河岡 義裕	国立国際医療研究センター国際ウイルス感染症研究センター長	○安村 誠司	福島県立医科大学理事兼副学長、医学部教授
	東京大学国際高等研究所新世代感染症センター機構長		
	東京大学医科学研究所ウイルス感染部門特任教授		◎:議長 ○:議長代理 (五十音順・敬称略)
工藤 成生	一般社団法人日本経済団体連合会危機管理・社会基盤強化委員会企画部会長		
幸本 智彦	東京商工会議所議員		
齋藤 智也	国立感染症研究所感染症危機管理研究センター長		
滝澤 美帆	学習院大学経済学部経済学科教授		
中山 ひとみ	霞ヶ関総合法律事務所弁護士		

新型インフルエンザ等対策政府行動計画の 見直しの状況について

内閣官房 内閣感染症危機管理統括庁

令和5年12月26日

政府行動計画の改定に向けたこれまでの動きと今後の進め方について

令和5年12月26日

令和5年

9月1日 内閣感染症危機管理統括庁の発足

9月4日 新型インフルエンザ等対策推進会議を開催し、政府行動計画の改定に向けた議論を開始

以降、月2回程度推進会議を開催し、

保健・医療、地方自治体、社会・経済等のヒアリング等を実施

12月19日 推進会議の意見の取りまとめ

「新型インフルエンザ等対策政府行動計画の改定に向けた意見」

令和6年

1月～ 月1回程度推進会議を開催し、

上記「意見」を踏まえ、水際対策、医療、検査等の各論について詳細を議論

6月頃 政府行動計画(案)の取りまとめ

夏頃 政府行動計画の改定

「新型インフルエンザ等対策政府行動計画の改定に向けた意見」のポイント

令和5年12月19日
新型インフルエンザ等対策推進会議

- 政府行動計画の改定は、実際の感染症危機対応で把握された課題を踏まえ、次の感染症危機でより万全な対応を行うことを目指して対策の充実等を図るために行われるものである。
- 本推進会議では、政府行動計画の改定の考え方等を整理するため、2023年9月から12月にかけて、8回にわたって集中的に議論を行い、本「意見」をとりまとめた。
- 政府においては、本「意見」も踏まえて、引き続き推進会議での議論も通じ、令和6年夏の政府行動計画の改定に向けて必要な作業を進められることを期待する。

新型コロナ対応等における3つの主な課題

(1) 平時の備えの不足

- ・主に新型インフルエンザを想定した計画
- ・検査体制や医療提供体制の立上げ
- ・都道府県等との連携の課題 など

(2) 変化する状況への対応の課題

- ・変異等による複数の波への対応と長期化
- ・対策の切り替えのタイミング
- ・社会経済活動とのバランス など

(3) 情報発信の課題

- ・可能な限り科学的根拠に基づく情報発信
- ・行動制限を伴う対策の意図などの伝達
- ・感染症に係る差別・偏見等の発生 など

感染症危機に対し強靱な社会の構築に向けた3つの目標

(1) 感染症危機に対応できる平時からの体制づくり

～平時の備えの充実と訓練による迅速な初動体制の確立～
～情報収集・共有・分析の基盤となるDXの推進～

- ・ 平時からの備えの充実、備えの維持
- ・ 有事における迅速な初動体制の構築
- ・ 訓練を通じた不断の点検・改善
- ・ 国と地方自治体、行政と医療機関との間の情報収集・共有・分析の基盤となるDXの推進、人材育成など対応能力の強化

(2) 国民生活・社会経済活動への影響の軽減 ～バランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有～

- ・ 情報提供・共有による国民の理解の増進等
- ・ 国民生活や社会経済活動への影響の軽減
- ・ 身体、精神、社会的に健康であることの確保

(3) 基本的人権の尊重 ～行動制限を最小限にしつつ差別・偏見を防ぐ～

- ・ 必要最小限の行動制限
- ・ 感染症についての差別・偏見の防止
- ・ 患者や家族、医療関係者の安心の確保
- ・ 社会的弱者への配慮

政府行動計画の改定の4つの基本的な考え方（総論）

① 平時の備えの整理・拡充

- ・ 初発の感染事例の探知能力の向上と迅速な初動の体制整備
- ・ 国民等への普及啓発と訓練等を通じた不断の点検・改善
- ・ 医療提供体制、検査体制、ワクチン・診断薬・治療薬などの研究開発体制、リスクコミュニケーションなどの備え
- ・ DXの推進や人材育成、国と地方自治体の連携等複数の対策項目に共通する横断的な視点を位置づけ

③ 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切り替え

- ・ 可能な限り科学的根拠に基づいた対策の切り替え
- ・ 医療提供体制と国民生活・社会経済への影響を踏まえた感染拡大防止措置
- ・ 状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切り替え
- ・ 対策項目ごとの時期区分
- ・ 国民の理解・協力を得るための情報発信・共有

感染症危機管理能力を高めるポイント

国立健康危機管理研究機構※に期待される役割

- ・ 地方衛生研究所等や諸外国とのネットワークを活用した情報収集に基づくリスク評価
- ・ 科学的知見の迅速な提供、対策の助言、情報発信・共有
- ・ 研究開発、臨床研究等のネットワークのハブの役割
- ・ 人材育成や国際連携

※令和7年度以降に設置予定

② 有事のシナリオの再整理

- ・ 過去の経験を前提としない幅広い感染症危機を想定したシナリオ
- ・ 病原体の特性や感染状況等に基づくリスク評価に基づく対策
- ・ 予防・事前準備の計画と発生後の対応の計画による構成

④ 対策項目の拡充

- ・ 対策項目の13項目への拡充と5つの横断的視点

①実施体制	⑦ワクチン	(横断的視点)
②サーベイランス	⑧医療	I 人材育成
③情報収集・分析	⑨治療薬・治療法	II 地方等との連携
④情報提供・共有、 リスクミ	⑩検査	III DXの推進
⑤水際対策	⑪保健	IV 研究開発支援
⑥まん延防止	⑫物資	V 国際連携
	⑬国民生活・経済	※新設項目に下線

政府行動計画等の実効性確保

- ・ EBPMの考え方に基づく政策の推進
- ・ 次の感染症危機への備えの機運の維持
- ・ 多様な主体の参画による実践的な訓練の実施
- ・ 定期的なフォローアップと必要な見直し
- ・ 都道府県・市町村行動計画等の改定
- ・ 都道府県や市町村の実効性確保のための取組
- ・ 地方自治体等の好事例の全国的な展開

対策の主要項目の方向性（各論）

①実施体制

- ・感染症危機管理に関わる国、地方自治体、研究機関、医療機関、国際機関等の多様な主体の相互連携
- ・訓練、教育、研修等を通じた人材育成

②サーベイランス ③情報収集・分析

- ・サーベイランス等を通じて得るべき情報の整理
- ・システムによる効率化等を含めたDXの推進

④情報提供・共有、リスクコミ

- ・平時のリスクコミ体制の準備・検討
- ・科学的根拠に基づいた正確な情報の迅速かつ分かりやすい提供・共有
- ・エビデンスが十分でない時期における国民の適切な理解に資する説明

⑤水際対策

- ・感染症の特徴や海外の感染状況等を踏まえた迅速かつ柔軟な水際対策
- ・「初動対処の具体的な対応」の円滑な実施のための平時の準備

⑥まん延防止

- ・限りある医療提供体制と国民生活や事業活動等の社会経済を考慮した適時適切な感染拡大防止措置
- ・リスク評価に応じた柔軟かつ機動的な対策の切り替え

⑦ワクチン

- ・平時からの準備や研究開発の推進
- ・有事における開発から接種等までの各段階の取組の強化

⑧医療

- ・予防計画や医療計画に基づく平時からの医療提供体制の確保
- ・平時における医療機関等における訓練や連携強化

⑨治療薬・治療法

- ・平時からの治療薬・治療法の研究体制等の整備
- ・有事における開発から投与までの各段階の課題の解決

⑩検査

- ・予防計画等を踏まえた検査機器や人材等の体制維持や研究開発の推進
- ・有事における検査機器や検査薬等の研究開発から流通までの支援

⑪保健

- ・予防計画等に基づく人材の確保・育成、都道府県や保健所設置市等の関係機関との連携、業務効率化等の平時の準備の推進

⑫物資

- ・平時からの計画的な物資の備蓄、国内の需給状況の把握、生産体制の整備等の推進

⑬国民生活・国民経済

- ・感染症から国民の生命・健康を守りつつ、社会経済活動を維持するための必要な支援・対策の検討
- ・生活基盤が脆弱な方への支援

横断的な5つの視点

年明け以降、これらの視点も踏まえて各論の検討を進める。

I. 人材育成

- ・ 専門家養成コース等の活用による **専門性の高い人材の育成**
- ・ より幅広い人材を対象とした **訓練・研修** による感染症危機管理に関わる **人材の裾野を広げる取組**

II. 国と地方自治体等との連携

- ・ 感染症に関するデータや情報の円滑な共有・分析等のための平時における **国と地方自治体等の連携体制・ネットワークの構築**

III. DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

- ・ 国と地方自治体、行政と医療機関との間の **情報収集・共有・分析の基盤**
- ・ 保健所や医療機関等の **事務負担軽減** による対応能力の強化
- ・ 臨床情報の **研究開発への活用**

IV. 研究開発への支援

- ・ 感染症危機への対応能力強化のための **ワクチン・診断薬・治療薬の迅速な開発** に向けた支援
- ・ **疫学・臨床情報等の活用のための連携・ネットワーク構築の推進**

V. 国際的な連携

- ・ WHOをはじめとする **国際機関との連携** や諸外国の **研究機関等との連携**
- ・ こうした連携を通じた発生動向の把握や機動的な水際対策の実施、研究開発への活用

「国立健康危機管理研究機構」について

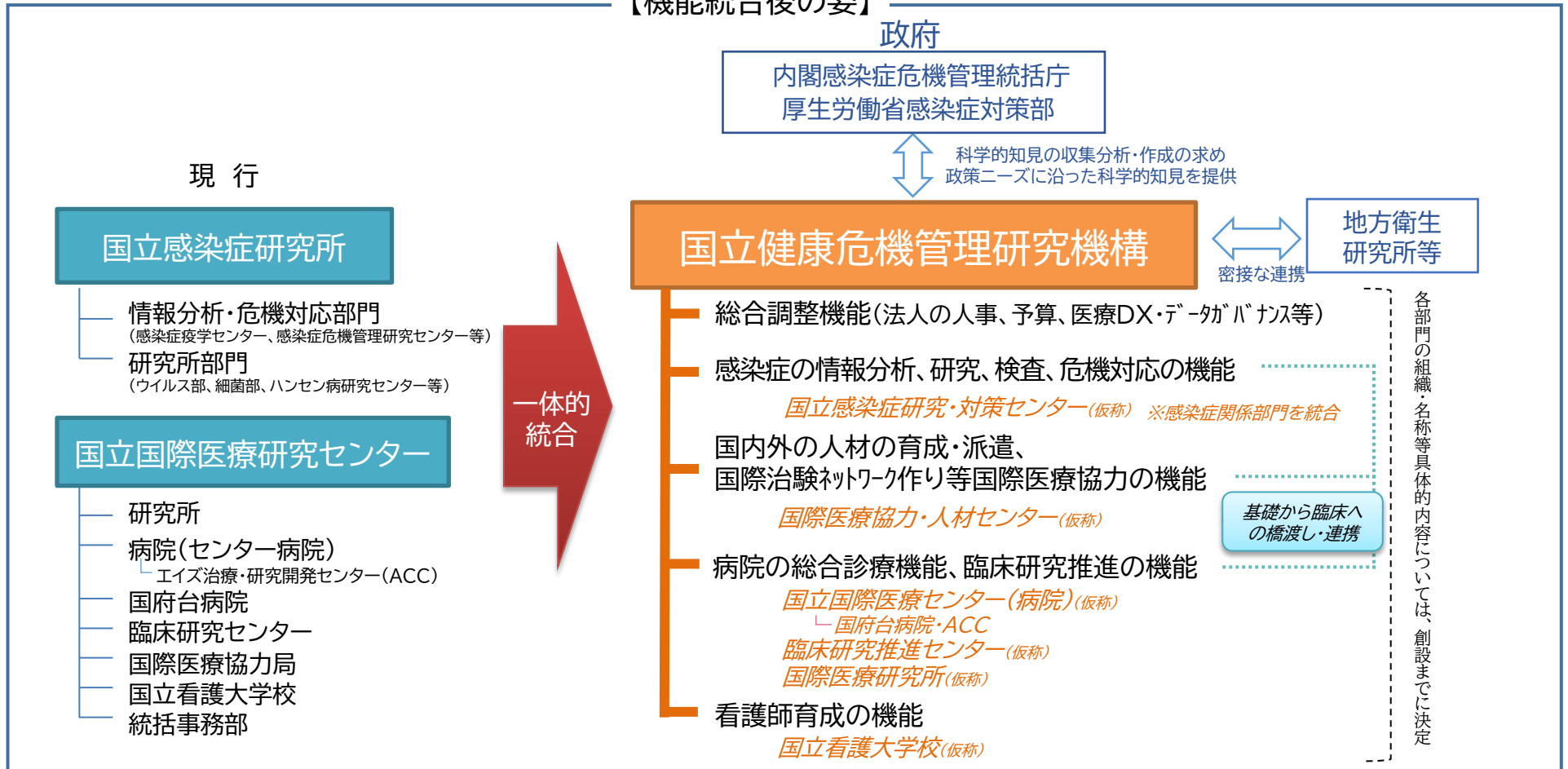
厚生労働省大臣官房厚生科学課

「国立健康危機管理研究機構」について

1 機能・業務

- 内閣感染症危機管理統括庁・厚生労働省感染症対策部に科学的知見を提供する「新たな専門家組織」として、**国立感染症研究所と国立国際医療研究センターを一体的に統合**し、感染症等の情報分析・研究・危機対応、人材育成、国際協力、医療提供等を一体的・包括的に行う組織を創設する。
- 機構は、感染症法等に基づき、**地方衛生研究所等とも密接に連携**して、全国のサーベイランス情報の集約・分析等を行うとともに、政府対策本部に参加し意見を述べる。

【機能統合後の姿】



2 法人形態、大臣の監督等

● 機構の法人形態は、**特殊法人**

① パンデミック時に政府対策本部等の方針に従い、病原性の高い病原体の検体採取、入院治療等を迅速・柔軟・確実にやるよう、平時から、国の責任の下、質の高い科学的知見を獲得するとともに、厚生労働大臣による広範な監督権限が必要。

② 感染症の専門家、医師等の高度人材の確保のため、海外の研究機関等との人材獲得競争を見据え、人事・組織などの運営を柔軟に行える組織であることが必要。

● 機構に対する**大臣の監督等**

- ・ 理事長1名、副理事長1名、理事9名、監事2名を置く。
- ・ 理事長・監事は大臣が任命。副理事長・理事は、大臣の認可を得て、理事長が任命。必要に応じて、大臣が理事長に解任命令できる。理事の中に、10年間機構に勤務したことがない等の要件を満たす者(外部理事)※を4名設ける。 ※感染症対応に知見を有する者等を想定
- ・ 役職員に職務忠実義務・誓約書提出義務を設け、違反した場合の制裁規程(大臣認可)を設ける。
- ・ 中期目標(6年)を大臣が策定、機構はこれに基づく中期計画を策定(大臣認可)。大臣は、毎年度、業務の実績評価を行う。その際、研究開発の審議会や、独立行政法人評価制度委員会及び健康・医療戦略推進本部(中期目標策定時)からの意見聴取等を行う。
- ・ 通常の報告徴収・立入検査に加え、監督上必要な命令が可能。

● **国際的な研究者を獲得できる処遇の実現**

研究開発に従事する役職員の給与等については、国際的に卓越した能力を有する人材を確保する必要性等を考慮する。

3 創設時期

- 令和7年度以降(公布日から3年以内)。なお、データベース等の科学的知見の基盤整備は、創設前から早期に取り組む。

国立健康危機管理研究機構と地方衛生研究所等の連携強化

- 全国的な検査能力やサーベイランス能力の向上を図るため、地域保健法を改正し、
 - ・ 地方衛生研究所等と国立健康危機管理研究機構(以下「新機構」)の連携強化の必要性等を踏まえ、試験検査やサーベイランス(情報収集、整理、分析、提供)など、地方衛生研究所等と新機構との間で行われる連携業務を法定化するとともに、
 - ・ 地方衛生研究所等に対し、検査結果や地域の感染状況等の情報提供への協力義務や、その職員に新機構の研修を受講させる努力義務を規定。

※ 本改正に際し、調査研究や試験検査等を実施する機関を「地方衛生研究所等」と規定。

新機構(特殊法人)

新機構の業務(新機構法)

- 感染症に関する科学的知見の収集、整理、分析、提供
例：国外からの情報の収集・分析、地方の感染状況等の集約・分析、これらの情報の行政機関等への提供など
- 病原体等の収集、検査、保管等やこれらに必要な技術や試薬等の開発・普及
例：全国で収集した検体を集め、検査、保管等を行うとともに、検査技術や試薬の開発や検査機関等への提供など
- 地方衛生研究所等の職員に対する研修、技術的支援等
例：検査技師等に対するゲノム解析等の専門技術的な研修の実施、検査精度の管理など

全国的サーベイランスシステム による一体的情報共有

- ・ 国際的な知見や全国的な感染状況等の提供
- ・ 検査技術や試薬の提供
- ・ 地方衛生研究所等の職員に対する研修(感染症疫学、検査法など)

相互に連携

- ・ 収集した検体や地方衛生研究所で実施した検査結果の提供
- ・ 地域の感染状況等の提供
- ・ 研修の受講

地方衛生研究所等(保健所設置自治体)

(地域保健法の改正)

- ・ 検査結果や地域の感染状況等の情報提供への協力(義務)
- ・ 職員に対する新機構の研修受講の機会を付与(努力義務)

(参考)

地方衛生研究所等の業務(令和4年の感染症法等改正)

- 調査研究
例：試験検査の精度を高める研究
- 試験検査
例：地域で発生した感染症の検査の実施など
- 情報収集、分析、提供
例：地域の感染情報の収集、状況の分析、保健所等への提供など
- 研修指導
例：地方衛生研究所等の職員の資質向上のための研修、訓練など

全国的な検査能力やサーベイランス能力の向上

「これまでにない、世界の感染症対応の推進役となる、国内の感染症総合サイエンスセンター」に向けて

《新機構に求められる機能》

魅力三本柱(メイン機能)

- ✓ 国内外の感染状況の収集・評価機能の強化
(Center of Intelligence)
- ✓ 研究開発を促進する基盤
(Excellence of R&D)
- ✓ 臨床試験ネットワークの中核
(Chief of Clinical Trial Network)

全ての基盤となる医療DXの推進

実務者会議(NN会議)等で議論

《国立健康危機管理研究機構を機能させるための組織体系の強化》

(1)感染症対策を中心に据えた組織体系の具体化

○感染症危機管理のガバナンスを発揮する統括部門の創設

組織全体の戦略企画・総合調整、医療情報管理等を円滑に実施

- ✓ 組織広報、政府・事業部門とのコミュニケーション
- ✓ 人材育成、国内治験NW体制構築・国際共同臨床研究等推進・ARO機能
- ✓ 新機構内の医療DX・データガバナンスの管理

○感染症対応機能が強化された研究・臨床事業部門の創設

統括部門の支援の下で、感染症対応機能を強化

- ✓ 大学・民間企業と連携した幅広い人材確保策の実装(クロスポイントの活用など)
- ✓ 国と地方との人事交流等による地方衛生研究所等の機能強化
- ✓ 臨床部門の感染症対応機能(とりわけ救急医療機能)の強化
- ✓ 感染症対応医療機関等との連携(感染症対応における全国の地域医療提供体制の中心に)
- ✓ 国内外の臨床情報の収集・解析機能の強化、臨床治験機能の強化・重点化

(2)統括部門・事業部門におけるサージキャパシティの確保

新機構内部のサージキャパシティ確保及び都道府県等との連携によるサージキャパシティ強化

《施行に向けた更なる取組》

- 今後、厚生労働大臣直轄の「国立健康危機管理研究機構準備委員会」を新設し、「T-VISION」に基づき、平時・有事を問わない指揮命令系統の一貫性、外部組織とのネットワークを構築するための具体的方策等について検討を進める
- R7年度以降の新機構創設に向け、十分な予算を確保
- NCGM・感染研において、①国内外における新機構の魅力を高める機能(魅力三本柱)の確立・充実、②医療DXの推進 について、実務者会議(NN会議)等で議論。また、我が国の感染症対応機能が強化されることについて、国民的理解の醸成等に取り組む